

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

鉏 路 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1～3 P
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4～21 P
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	22 P
第 4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	23～24 P
	1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
	2 本市が主体的に行う取組	
	3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
	4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	25 P
	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	
	2 農用地の効率的かつ総合的な利用の改善に関する事項	
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	25～30 P
	1 地域計画推進事業に関する事項	
	2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
	3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて農作業の実施の促進に関する事項	
	4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第 7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	31 P
第 8	その他	31 P

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 釧路市は、北海道の東部に位置し、年平均気温が6～7℃、平均降水量が1,090mmと湿潤冷涼な気象条件下にある。阿寒及び音別地区では主に中山間地に農用地が所在し、それらの土壌の多くは火山性土壌である。また、釧路地区では平坦部に所在しているがそのほとんどに泥炭性土壌が分布する農業に厳しい条件である。

本市農業は、これら厳しい自然条件の中で、草地型酪農を主体として、釧路地域では一部肉用牛経営と都市近郊野菜栽培農家として、阿寒地域では一部は酪肉複合、肉用牛専業、野菜専業として、音別地区では一部は肉用牛専業としてそれぞれ発展してきたところである。

しかしながら、近年における酪農、肉用牛についての急激な国際情勢の変化、需給不均衡や、農産物貿易の自由化から、その経営環境は非常に厳しい状況に直面している。

このような状況の中で本市農業が将来とも安定的に発展するため、公共牧場やTMRセンターなど営農支援システムの構築・充実により、農業者の労働の負担軽減や所得確保を図りながら、豊かな粗飼料を利用した低コスト生産と、規模拡大やスマート農業の進展に伴う技術の導入により生産性の向上を図り、多様な消費ニーズに応じた安全でおいしい農畜産物の生産を行うとともに需給事情を考慮した計画生産、出荷体制の構築をめざす。

特に、酪農経営については、その特殊性を踏まえた弾力的な計画生産を基本に草地の大区画化による農作業の効率化や良質粗飼料の確保による飼料自給率の向上、牛群能力検定の推進等による乳量及び乳質の向上や家畜衛生管理の徹底、そのための経営管理及び飼養管理技術の改善等を推進する。

肉用牛経営についても、良質、低コストな肉用牛生産を基本に、飼料自給率の向上、粗飼料の生産利用の合理化、家畜衛生管理の徹底、経営管理及び飼養管理技術の改善等を推進するほか、飼養頭数減少への対応として、繁殖経営における飼養頭数の拡大を図るとともに、キャトル・ブリーディング・ステーションなどへの預託を活用することにより、地域全体で繁殖基盤の強化を図る取組を推進する。

また、野菜栽培経営については、本市の気象条件を生かした作物を主体とした生産体制の確立をめざすほか新規作物の導入を図り、また市街地区の立地条件を生かした環境制御型の施設園芸等の形態も合わせて振興を図る。

2. 市は、このような農業構造の現状及び今後の改善推進策の下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、釧路市における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね480万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

3. 市は、将来の釧路市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、釧路市農業農村経営生産推進会議にて、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の釧路市農業農村経営生産推進会議が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核とした農地掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託を推進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進し、農産加工や直接販売、ファームインといった農業経営の複合化、多角化等の6次産業化など、自らの創意工夫を生かした、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

4. 市は、担い手の不足や高齢化が進んでいることなどから、農用地の有効利用が困難になってくることが予想されるため、農用地や農作業の受け手として、また新規就農者の研修の場として、さらに高齢者の雇用の場として地域の核となる農地所有適格法人を積極的に育成していく。

5. 市は、釧路市農業農村経営生産推進会議において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等農業改良普及センターの協力を受けて行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

市の令和3年度の新規就農者は0人であり、過去5年間で2人また、法人への新規雇用就農者は10人となっている。釧路市の農業は酪農業が主体となっており、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる情状を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

①確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標670人を踏まえ、市においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたり年間農業所得380万円程度、ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親からの独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから5割程度で従事者1人あたり年間農業所得240万円程度)を目標とする。

(3) 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的課題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (I) 共同 利用型	<作付面積等> ・牧草(グラスサイレージ) 30.0ha ・牧草(乾草) 15.0ha 経営面積計 45.0ha (1割程度の借地) <飼養頭数> ・経産牛 50頭 ・育成牛 26頭 常時飼養頭数 76頭	<機械施設装備> ・トラクター(60~70PS) 1/4台 ・農用トラック(4t) 1/2台 ・フロントローダー(一式) 1台 ・フォールジハーベスター(牽引型) 1/4台 ・モアコンディショナー(ディスク型) 1/2台 ・搾乳舎兼牛舎(530㎡) 1棟 ・育成舎(100㎡) 1棟 ・バルクーラー(3t) 1式 ・バンカーサイロ(700t) 1式 ・堆肥舎(335㎡) 1式 ・尿溜(280㎡) 1式 ・パドック(500㎡) 1式 ・温水器(灯油式) 1式 <その他> ・従来のスタンション牛舎からタイストール牛舎への移行 ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・大型機械の共同利用、共同作業体制の確立又はTMRセンター	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・休日取得のための酪農ヘルパー利用 ・機械の共同利用、共同作業による省力化 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(乾草) 20.0ha ・牧草(放牧) 10.0ha <p>経営面積計 30.0ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 30頭 ・育成牛 15頭 <p>常時飼養頭数 45頭</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・フロントローダー(70PS) 1台 ・牛舎(396㎡) 1棟 ・育成舎(99㎡) 1棟 ・バルクレーン(2t) 1式 ・バンカーサイロ(300t) 2式 ・堆肥舎(90㎡) 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・堆肥の全面散布(3年で) ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・農業振興公社の大型機械利用又はTMRセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財産分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業別分担制 ・機械は農業振興公社の大型機械利用による省力化 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (Ⅲ)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(グラスサイレージ) 30.7ha <p>経営面積計 30.7ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 44頭 ・育成牛 28頭 <p>常時飼養頭数 72頭</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(60~70PS) 1台 ・ダンフ式トレー(牽引型 2t) 1台 ・フロントローダー(一式) 1台 ・ロールオーバー(芯巻き) 1台 ・ディスク(直装 2.4m) 1台 ・搾乳舎兼牛舎(530㎡) 1棟 ・育成舎(100㎡) 1棟 ・バルクローラー(3t) 1式 ・バンカーサイロ(700t) 1式 ・堆肥舎(335㎡) 1式 ・尿溜(280㎡) 1式 ・パドック(500㎡) 1式 ・温水器(灯油式) 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用またはタイストール牛舎への移行 ・牧草サイレージ調整の受委託又はTMRセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日取得のための酪農ヘルパー利用 ・受委託による労働の軽減 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (IV)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧草 39.6ha 経営面積計 39.6ha <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経産牛 60頭 ・ 育成牛 28頭 常時飼養頭数 88頭 	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗用トラクター(70~100PS) 1~2台 ・ フロントローダー(70PS用) 1台 ・ 農用トラック(2t) 1台 ・ 改造牛舎(480㎡) 1棟 ・ バンカーサイロ(300t) 3式 ・ 堆肥舎(300㎡) 1式 ・ アブレスト式パーラー(4頭ダブル) 1式 ・ バルククーラー(4t) 1式 ・ ミキシングワゴン(7㎡) 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタンション方式の牛舎のフリーストール方式、アブストパーラー方式への改修 ・ サイレージ主体の通年 TMR 給与又は TMR センター ・ 堆肥の全面散布 ・ 育成牛の公共牧場への預託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 ・ 乳牛検定データの活用 ・ 飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・ 作業記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日取得のための酪農ヘルパー利用 ・ 受委託による労働の軽減 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 2人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (V)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 55.7ha 経営面積計 55.7ha <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 80頭 ・育成牛 51頭 常時飼養頭数 131頭 	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(50~100PS) 1~2台 ・タイヤショベル(40PS) 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・牛舎(1000㎡) 1棟 ・搾乳舎(264㎡) 1棟 ・ふん尿処理施設(124頭用) 1棟 ・育成舎(330㎡) 1棟 ・バルクレーン(7t) 1式 ・ミルクパーラー(8頭サイトバイ) 1式 ・ミルクワゴン(8㎡) 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型機械は農業振興公社の機械を利用する体制又はTMRセンター ・フリーストール方式、ミルクパーラー方式の導入 ・育成牛の公共育成牧場への預託 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業別分担制 ・フリーストール方式、ミルクパーラー方式によるゆとりある家族経営の実現 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 3人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
肉用牛 専業 (I)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧草(採草) 16.0ha 経営面積計 16.0ha <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経産牛 70頭 ・ 育成牛 139頭 常時飼養頭数 209頭 	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ショベルローダー(40PS) 1台 ・ 乗用トラクター(70PS) 1台 ・ ロールシュレッダー(牽引式ロール切断)1台 ・ ミキシングワゴン(牽引式4㎡) 1式 ・ 農用トラック(2t) 1台 ・ 家畜計量器 1式 ・ 温水器 1式 ・ 成牛舎(860㎡) 1棟 ・ 肥育育成牛舎(300㎡) 1棟 ・ 仔牛休憩房(100㎡) 1棟 ・ 堆肥舎(200㎡コンクリート) 1式 ・ 体重計量施設(80㎡木造) 1棟 ・ 敷料庫(100㎡木造) 1棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自給飼料生産作業の請負組織への全面委託 ・ 公共牧場への夏期間預託 ・ 繁殖牛の6産9年の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青色申告の実施 ・ 原価の把握、分析 ・ 財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・ 販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・ 作業記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負組織への作業委託 <家族労働力> ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
肉用牛 専業 (Ⅱ) 乳雄 哺育 育成 素牛	<作付面積等> ・牧草 9.6ha 経営面積計 9.6ha <飼養頭数> 262頭 <導入頭数> 初生牛 523頭	<機械施設装備> ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・ショベルローダー(40PS) 1台 ・農用トラック(4t) 1台 ・ロールシュレッター(牽引式) 1台 ・育成牛舎(790㎡) 3棟 ・堆肥舎(396㎡) 1式 ・乾燥飼料調整庫(260㎡) 1棟 ・管理舎(33㎡) 1棟 ・家畜計量器 1式 <その他> ・自給粗飼料と濃厚飼料多給方式による乳雄素牛飼育 ・堆肥については、一部ほ場還元のほか酪農家及び野菜農家への供給 ・省力的多頭飼養管理技術と育成技術の高度化 ・牧草の管理や収穫調整自己実施	・営農計画並びに組 勘制度により取引 を集約化し収支管 理の徹底 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と 簿記の管理による 財務分析 ・飼養部門と飼料生 産部門の損益と原 価の把握、分析 ・販売網の多様化や 有利な販売体制の 確立(ホクレン契 約販売)	・家族労働の作 業別分担制 ・作業記録の整 備 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
肉用牛 専業 (Ⅲ) 黒毛 一貫	<飼養頭数> ・繁殖牛 70頭 ・育成牛等 139頭 常時飼養頭数 209頭 <その他> ・農地(畑)の賃貸 12.0ha	<機械施設設備> ・ショベルローダー(40PS) 1台 ・乗用トラクター(70PS) 1台 ・ロールシュレッダー(牽引式) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・成牛舎(860㎡) 1棟 棟 ・肥育育成牛舎(750㎡) 1棟 ・堆肥舎(200㎡) 1式 ・体重計量施設(80㎡) 1棟 ・家畜計量器 1式 ・ミキシングワゴン(4㎡) 1式 <その他> ・自家配合飼料、粗飼料の給与によるコスト削減 ・夏期間の公共育成牧場への預託 ・繁殖牛の6産9年の更新	・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立 ・作業記録の整備	・請負組織への作業委託 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
野菜 専業 (I)	<作付面積等> ・ほうれん草 1.0ha ・緑肥 1.0ha 経営面積計 2.0ha	<機械施設装備> ・トラクター(50~70PS) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・ボトムプラウ(16×3) 1台 ・ロータリーハロー(2.2m) 1台 ・グレンドリル(20条) 1/6台 ・動力噴霧器(可搬式) 1台 ・ストローチップ(L型フレール) 1/6台 ・サブソイラー(2本爪) 1台 ・バックレキ(10本爪) 1台 ・納屋(40坪D型コンクリ) 1棟 ・車庫(30坪D型コンクリ) 1棟 <その他> ・4年連輪作とし25%更新	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・市場情報、動向の 収集、分析による 消費動向に対応し た計画的出荷、販 売	・省力化技術の 導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
野菜 専業 (Ⅱ)	<作付面積等> ・白菜 1.5ha ・キャベツ 0.9ha ・人参 0.5ha ・その他 1.1ha (14品目) 経営面積 4.0ha	<機械施設設備> ・乗用トラクター(30~50PS) 2台 ・白菜キャベツ移植機 1台 ・トレンチャー 1台共同 ・スプレー 1台 ・フロントローダー(50PS用) 1台 ・農舎(鉄骨) 1棟 ・栽培ハウス 5棟 ・育苗ハウス 2棟 <その他> ・野菜の導入品目については、労働力の確保状況と市場動向を考慮する ・白菜については、ハウストンネル露地栽培として気候に合わせ逐次出荷 ・栽培体系の確立による労働力の時期別平準化 ・酪農家よりの堆肥の供給を活用した地力の維持増進	・営農計画並びに組 勘制度により取引 を集約化し収支管 理の徹底 ・作目別原価の把握 分析 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向収 集分析による消費 動向に的確に対応 した計画的出荷販 売 ・作目間の労働調整	・野菜の省力化 技術の導入 <家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
野菜 専業 (Ⅲ)	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白菜 2.5ha ・キャベツ 1.5ha ・人参 0.7ha ・その他 3.6ha <p>経営面積 8.3ha</p>	<p>〈機械施設設備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(30～50PS) 2台 ・白菜キャベツ移植機 1台 ・トレンチャー 1台共同 ・スプレヤー 1台 ・フロントローダー(50PS用) 1台 ・農舎(鉄骨) 1棟 ・栽培ハウス 3棟 ・育苗ハウス 2棟 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜の導入品目については、労働力の確保状況と市場動向を考慮する ・白菜については、ハウストンネル露地栽培として気候に合わせ逐次出荷 ・栽培体系の確立による労働力の時期別平準化 ・酪農家よりの堆肥の供給を活用した地力の維持増進 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農計画並びに組 勘制度により取引 を集約化し収支管 理の徹底 ・作目別原価の把握 分析 ・青色申告の実施 ・市場情報、動向収 集分析による消費 動向に的確に対応 した計画的出荷販 売 ・作目間の労働調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の省力化 技術の導入 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・臨時雇用 1人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
野菜 専業 (IV)	<作付面積等> ・いちご(春どり)と ・いちご(四季どり)を 組み合わせ 27 a 経営面積 27 a	<機械施設装備> ・ハウス100坪 8棟 ・灌水設備 1式 ・高設棚 1式 ・加温設備 1式 ・防除機 1式 ・機械庫 1棟 ・農用トラック 1台	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・原価の把握、分析 ・市場情報、動向の 収集、分析による 消費動向に対応し た計画的出荷、販 売	・施設園芸の雇 用労働力の確 保 ・省力化技術の 導入 <家族労働力> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 肉用牛 複合 (I)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 30.7ha ・牧草(肉牛) 4.5ha <p>経営面積 35.2ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 44頭 ・育成牛 28頭 ・肉専肥育(肉牛繁殖) 50頭(25頭) <p>常時飼養頭数 122頭(97頭)</p> <p><出荷乳量></p> <p>325 t</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(70~100PS) 2台 ・農用トラック(4t) 1台 ・フロントローダー(70PS) 1台 ・モアコンディショナー(デスク型) 1台 ・乳牛舎(473㎡) 1棟 ・育成舎(192㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(410t) 2基 ・堆肥舎(450㎡) 1式 ・ミキシングワゴン(7㎡) 1台 ・肉専肥育舎(270㎡) 1棟 ・(肉牛繁殖牛舎)(325㎡) 1棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・飼料畑(牧草)へ堆肥の全面散布 ・育成牛の公共牧場への預託 ・サイレージ調整作業は農協有自走式ハーベスター作業委託により実施又はTMRセンター ・肉用牛(繁殖)の公共育成牧場への預託 ・肉用牛(肥育)は自家配合飼料、粗飼料の給与によるコストの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農計画並びに組 勘制度により取引 を集約化し収支管 理の徹底 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と 簿記の管理による 財務分析 ・飼養部門と飼料生 産部門の損益と原 価の把握、分析 ・乳牛検定データの 活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作 業別分担制 ・機械作業の委 託による省力 化 ・作業記録の整 備 ・酪農ヘルパーによ る休暇の実施 ・肉用牛部門に ついては高齢 者による作業 の分担 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 肉用牛 複合 (Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 28.4ha ・牧草(肉牛) 6.8ha <p>経営面積 35.2ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 30頭 ・育成牛 19頭 ・肉専肥育(肉専繁殖) 75頭(45頭) <p>常時飼養頭数 124頭(94頭)</p> <p><出荷乳量></p> <p>225 t</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(50~70PS) 2台 ・フロントローダー(70PS) 1台 ・モアコンディショナー(デスク型) 1台 ・牛舎(323㎡) 1棟 ・育成舎(130㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(270t) 2基 ・堆肥舎(235㎡) 1式 ・肉専肥育舎(405㎡) 1棟 ・肉専繁殖牛舎(585㎡) 1棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・飼料畑(牧草)へ堆肥全面散布 ・育成牛の公共牧場への預託 ・サイズ調整作業は農協有自走式ハーベスター作業委託により実施 ・肉用牛(繁殖)の公共育成牧場への預託 ・肉用牛(肥育)は自家配合飼料、粗飼料の給与によるコストの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農計画並びに組勘制度により取引を集約化し収支管理の徹底 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・乳牛検定データの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業別分担制 ・機械作業の委託による省力化 ・作業記録の整備 ・酪農ヘルパーによる休暇の実施 ・肉用牛部門については高齢者による作業の分担 <p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (I)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(グラスサイレージ) 60ha ・牧草(乾燥) 30ha <p>経営面積 90ha (1割程度の借地)</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 100頭 ・育成牛 52頭 <p>常時飼養頭数 152頭</p> <p><構成員戸数></p> <p>2戸</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(60~70PS) 3台 ・農用トラック(4t) 1台 ・フロントローダー(一式) 1台 ・ロールローラー(芯巻き) 1台 ・ディスクモア(直装2.4m) 1台 ・搾乳牛舎兼牛舎(1000㎡) 1棟 ・育成舎(300㎡) 1棟 ・バルクローラー(7t) 1式 ・バンカーサイロ(1400t) 1式 ・ラクーン(2000㎡) 1式 ・ミキシクワコン(8㎡) 1式 ・飼料調整棟(116㎡) 1棟 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール牛舎によるミルクキングパーラー方式の使用 ・育成牛の公共牧場への預託 ・牧草サイレージ調整の受委託 ・スラリー全面散布(4t/10a)の受委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日取得のための酪農ヘルパー利用 ・受委託による労働の軽減 <家族労働力> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (Ⅱ)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草 138.8ha 経営面積 138.8ha <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 200頭 ・育成牛 127頭 常時飼養頭数 327頭 <p><構成員戸数></p> <p>3戸</p> <p><出荷乳量></p> <p>1,500 t</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用トラクター(50～80PS) 6台 ・農用トラック(4t) 3台 ・スラリーローラー(自走式 10t) 1台 <p>共同2経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤショベル(40PS) 1台 ・モアコンディショナー 2台 ・成牛舎(1980㎡) 1棟 ・搾乳舎(185㎡) 1棟 ・分娩牛舎(200㎡) 1棟 ・育成舎(870㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(300t) 12基 ・糞尿処理施設 1式 ・事務所(168㎡) 1棟 ・ミキシングワゴン(11㎡) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール方式ミルクイングパーラー方式による多頭化経営 ・サイレージ主体の通年TMR給与 ・計画的草地更新等による高い生産力の確保(更新の外部組織への作業委託) ・大型ローラーでスラリー全面散布 ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・サイレージ調整作業は農協有自走式ハーベスター作業委託により実施又はTMRセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営作業計画、財務、労務、ほ場管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・自己資本の充実強化 ・労務管理(人事教育、福利厚生等の充実) ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に的確に対応した計画的出荷販売 ・経営の多角化 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日 が確保できる 労務体制の確立 ・夏期連続休暇の実施 ・労働者利用計画による雇用 労働力の確保 ・研修生の受入 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 4人

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (Ⅲ)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧草 208.5ha 経営面積 208.5ha <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経産牛 300頭 ・ 育成牛 191頭 常時飼養頭数 491頭 <p><構成員戸数></p> <p>4戸</p> <p><出荷乳量></p> <p>2,250 t</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗用トラクター(50～80PS) 7台 ・ 農用トラック(4t) 3台 ・ スラリーローラー(自走式 10t) 1台 <p>共同2経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイヤショベル(40PS) 1台 ・ モアコンデショナー 2台 ・ 成牛舎(2970 m²) 1棟 ・ 搾乳舎(276 m²) 1棟 ・ 分娩牛舎(300 m²) 1棟 ・ 育成舎(1310 m²) 1棟 ・ バンカーサイロ(300t) 18基 ・ 糞尿処理施設 1式 ・ 事務所(168 m²) 1棟 ・ ミキシングワゴン(12 m³) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フリーストール方式ミルクングパーラー方式による多頭化経営 ・ サイレージ主体の通年TMR給与 ・ 計画的草地更新等による高い生産力の確保(更新の外部組織への作業委託) ・ 大型ローラーでスラリー全面散布 ・ 育成牛の公共育成牧場への預託 ・ サイレージ調整作業は農協有自走式ハーベスター作業委託により実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンによる経営作業計画、財務、労務、ほ場管理 ・ 飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・ 自己資本の充実強化 ・ 労務管理(人事教育、福利厚生等の充実) ・ 市場情報、動向の収集、分析による消費動向に的確に対応した計画的出荷販売 ・ 経営の多角化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な休日 が確保できる 労務体制の確立 ・ 夏期連続休暇の実施 ・ 労働者利用計画による雇用 労働力の確保 ・ 研修生の受入 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる従事者 4人 ・ 補助従事者 6人 ・ 常時雇用 1人

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪農 専業 (IV)	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(グラスサイレージ) 180.0ha ・サイレージ用とうもろこし 36.3ha <p>経営面積計 216.3ha</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 351頭 ・育成牛 215頭 <p>常時飼養頭数 566頭</p> <p><構成員戸数></p> <p style="text-align: right;">5戸</p>	<p><機械施設装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50~80PS) 7台 ・農用トラック(4t) 3台 ・スリッローラー(自走式 10t) 1台 ・モアコンディショナー 1台 ・成牛舎(3465㎡) 1棟 ・搾乳舎(322㎡) 1棟 ・育成舎(1463㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(300t) 20基 ・堆肥舎 1式 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草サイレージ調整の受委託 ・牧草地・施設の共同利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による記帳 ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備 	<p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者 5人 ・補助従事者 5人 ・常時雇用 1人

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に釧路市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、釧路市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[酪農を主体とする地域]

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 スタンション (集約放牧)	<作付面積等> ・牧草(採草) 38.5ha ・牧草(放牧) 12.2ha 経営面積計 50.7ha (うち借地 10.1ha) <飼養頭数> ・経産牛 40頭 ・育成牛 25頭 常時飼養頭数 65頭	<機械施設設備> ・成牛舎(400㎡) 1棟 ・育成舎(185㎡) 1棟 ・機械庫(198㎡) 1棟 ・カーハッチ 5個 ・堆肥舎(257㎡) 1式 ・尿溜(199㎡) 1式 ・バルククーラー(5,000ℓ) 1台 ・パイプラインミル(6台) 1式 ・バンクリーナ 1式 ・トラクター 2台 ・農用トラック(2tダンプ) 1台 <その他> ・スタンション方式による飼養管理 ・コントラクターによる粗飼料収穫と対比散布の外部化 ・公共牧野を利用した育成牛管理 ・牧草サイレージ調整の受委託又はTMRセンター	・集約放牧を取り入れた労働時間及び飼料費の削減 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<労働> ・家族 2人 3,300時間 ・雇用 0時間 (主たる従事者 1,800時間/1人) <経営収支> ・農業素収益 3,040万円 ・農業経営費 2,580万円 ・農業所得 460万円 (主たる従事者:260万円/人)

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートについて、釧路市農業担い手育成推進協議会及び農業委員会、農業協同組合等の関係団体と連携し、農業を担う者の就農準備から受入・定着まで一貫して必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

本市が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農協等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後フォローアップの状況等を共有しながら巡回指導等により、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に推進する。

新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として関係機関と協力し育成の推進を図る。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向け、就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センターや農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、釧路市農業担い手育成推進協議会と連携して、区域内における就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

具体的には、公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

又、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるよう努める。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
95%	

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

「地域計画(※)」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進し、農用地の集約化を促進する。

市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、担い手への農用地の集積を加速する。

※地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、釧路市農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業に関する事項を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 地域計画推進事業
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

- 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、農用地の集積化が図れるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画推進事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市町村、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農林課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市町村は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な

利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の

集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア．特定農業法人又は特定農用団体の名称及び住所

イ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ．特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用規程の変更等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（5）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を市に届け出るものとする。

③ 市は、認定団体が（5）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規程による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことがで

きる。

- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人北海道農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、釧路市農業農村経営生産推進会議との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定へ移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業の受託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア. 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- イ. 市は農業農村整備事業、その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。
- ウ. その他、市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他関係団体等と連携しつつ釧路市農業農村経営生産推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、各関係機関が一体となって効率的かつ安定的な経営者の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、釧路市農業農村経営生産推進会議のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業に実施の促進を図る
- 2 市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和5年 9月26日から施行する。
2. 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。